

託送供給等約款の変更認可申請

2019年11月22日
北陸電力株式会社

当社は、本日、託送供給等約款の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、託送供給等約款の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の申請は、国の審議会における議論等を踏まえ、以下の内容について変更を行います。

【変更内容および実施時期】

変更内容	実施時期予定
託送供給等約款に定める損失率 ^{※1} の見直し	2020年2月1日
FIT電源 ^{※2} に係る発電計画の運用見直し	2020年4月1日
系統連系技術要件 ^{※3} の見直し	2020年4月1日

※1 損失率とは、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量(送電ロス)を算定する比率をいい、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達を行います。

※2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度にもとづく再生可能エネルギー電源

※3 電力供給の安定と質の維持および系統運用の保安維持のため、発電設備等が当社の系統へ連系するにあたり必要となる技術的な要件

以上

別紙：託送供給等約款の変更内容（概要）

託送供給等約款の変更内容（概要）

【2020年2月1日実施予定の変更内容】

1. 損失率の見直し

損失率については、託送料金を設定する際に、将来における系統の状況等を踏まえて設定しておりますが、今回、過去3年分の実績の平均値に見直します。

【損失率】

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	8.6%	7.7%
高圧で供給する場合	3.9%	3.3%
特別高圧で供給する場合	2.2%	1.4%

【2020年4月1日実施予定の変更内容】

2. FIT電源に係る発電計画の運用見直し

FIT電源の特例発電バランスンググループ^{*}の発電計画については、現行、実需給日の前々日16時までに、当社から小売電気事業者に通知しておりますが、予測誤差の低減を目指すため、前日6時までに最新情報にもとづく発電計画を通知するよう見直します。

※ 太陽光発電・風力発電は天候等の影響により発電計画の策定が困難であることを踏まえ、一般送配電事業者が発電計画を策定し、小売電気事業者に通知を行うもの。

3. 系統連系技術要件の見直し

再生可能エネルギー電源の導入拡大に伴い、系統の安定化に必要となる調整力を確保するため、火力発電設備が具備すべき調整力機能等に関する技術要件および風力発電の出力変動緩和対策に関する技術要件等を系統連系技術要件に反映します。

以 上